【令和４年度第１版】

～東日本大震災津波で被災された
事業者のみなさまへ～

産 業 復 興

支援メニュー

（水産業･農業･林業）

令和４年４月１日

岩手県復興防災部
復興くらし再建課

令和4年度　産業復興支援制度一覧 （農林水産業）

【令和４年度第１版】

分野	目的	補助金制度	融資制度	相談・助言・その他の制度	ページ
水産業	施設設備を復旧・修繕したい		○漁業近代化資金		1
			○沿岸漁業改善資金		
			○農林漁業施設資金（災害復旧施設）		
	経営を再建したい		○漁業経営維持安定資金		2～3
			○農林漁業セーフティネット資金【特例】		
	漁業の担い手・従業員を確保したい	○経営体育成総合支援事業 ○地域基幹産業人材確保支援事業費補助			
農業	施設設備を復旧・修繕したい		○農業近代化資金【特例】		4
			○農林漁業施設資金（災害復旧施設）【特例】		
	経営を再建したい		○農業経営負担軽減支援資金【特例】		5～6
			○農林漁業セーフティネット資金【特例】		
			○経営体育成強化資金【特例】		
	農地の集積集約をしたい	○農業経営基盤強化促進対策事業（機構集積協力金交付事業）	○スーパーL資金（農業経営基盤強化資金）【特例】		7
	機械・施設を導入したい	○いわて地域農業マスタープラン実践支援事業	○スーパーL資金（農業経営基盤強化資金）【特例】		8
	鳥獣被害を防止したい	○鳥獣被害防止総合対策事業費			9
	担い手・経営体を育成したい	○いわて地域農業マスタープラン実践支援事業			
	6次産業化に取り組みたい			○食のプロフェッショナルチームアドバイザーの派遣	
林業	施設設備を復旧・修繕したい		○農林漁業施設資金（災害復旧施設）【特例】		10
	林業基盤を復旧したい		○林業基盤整備資金		
	経営を再建したい		○農林漁業セーフティネット資金【特例】		11
	事業拡大・展開をしたい		○林業・木材産業改善資金【特例】		
その他	税金の優遇を受けたい			○産業再生特区制度	12

※一部の制度名は略称を用いています。　●被災事業者向け制度、○一般事業者も利用可能な制度

※掲載されている支援制度については、各所管機関に内容をお問い合わせのうえ、個々の責任においてご活用願います。

▽施設設備を復旧・修繕したい　　　　　　　【水産業】

○漁業近代化資金

漁業者等に対し水産業協同組合又は農林中央金庫が行う長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にするため、利子補給の措置を講じ、実質無利子で貸付けを行います。

対象者	漁業・水産加工業を営む個人、法人、漁協等	
支援内容	資金使途	漁船・漁具購入、施設建設、種苗購入等
	貸付限度額	漁家等:1,800万円～3億6,000万円 漁協・連合会:12億円
	貸付期間(据置)	20年以内(3年以内)
	利率	実質無利子※漁協が借り入れる場合は一部例外有
	保証・担保	必要
問合せ先	【受付・問合せ】 東日本信漁連・農林中金 【問合せ】 東日本信用漁業協同組合連合会岩手支店　019-623-8315	

○沿岸漁業改善資金

沿岸漁業従事者等が経営・生活の改善等を行うことを支援するため、近代的な漁業技術等の導入、合理的な生活方式の導入及び近代的な沿岸漁業の経営方法等の習得に必要な資金について、無利子で貸し付けを行います。

対象者	沿岸漁業者(20トン未満の漁船漁業者及び養殖漁業者)	
支援内容	資金使途	漁船を除く機器購入、家屋改築、漁業開始に必要な資金
	貸付限度額	5,000万円(資金種類毎に上限あり)
	貸付期間(据置)	10年以内(3年以内)
	利率	無利子
問合せ先	東日本信用漁業協同組合連合会岩手支店　019-623-8315 岩手県農林水産部団体指導課　019-629-5699	

○農林漁業施設資金(災害復旧施設)【特例】

農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な施設及び機械等の復旧に対し貸付けを行います。被災された方については、実質無利子化や貸付期間の長期化を講じています。

対象者	主要な事業用資産につき地震・津波などにより損害を受けた漁業者 (常時使用する従業員の数が300人以下かつ使用する漁船の合計総トン数が3,000トン以下の方に限る。)	
支援内容	資金使途	漁船、漁具、養殖施設、漁船漁業用施設等の復旧
	貸付限度額	次の(1)又は(2)に掲げる額のいずれか低い額 (1) 負担する額の80% (2) 1施設当たり600万円 (原発事故の影響を受けている被災漁業者にあっては漁船1隻あたり7,000万円)
	貸付期間(据置)	18年以内(うち6年以内)
	利率	実質無利子(最長18年以内) ただし、本人の罹災証明書及び原子力災害の影響状況証明書が確認できる漁業者で、岩手県、宮城県、福島県、茨城県において事業活動を行う方
	保証・担保	担保:原則として、融資対象物件のみ 保証:原則として個人の場合は不要、法人の場合で必要な場合は代表者のみ
問合せ先	日本政策金融公庫盛岡支店　019-653-9055	

▽経営を再建したい　【水産業】

○漁業経営維持安定資金

経営の再建を図るために必要な固定化債務を借り換えするために融資します。

対象者	「漁業経営再建計画」を策定し、知事又は農林水産大臣の認定を受けた中小漁業者	
支援内容	資金使途	延滞ないし実質的に固定化している債務の借換
	貸付限度額	4,000万円～4億円（規模又は魚種により異なる）
	貸付金利	0.50%（R4.3.18現在）
	貸付期間（据置）	10年以内（3年以内）
問合せ先	【受付・問合せ】 東日本信漁連・農林中金　銀行等 【問合せ】 東日本信用漁業協同組合連合会岩手支店　019-623-8315	

○農林漁業セーフティネット資金【特例】

農林漁業経営の維持安定が困難な農林漁業者の方々に対し、一時的影響に緊急的に対応するために必要な長期資金を日本政策金融公庫が融資します。

対象者	（1）　主要な事業用資産が地震・津波により損害を受けた主業漁業者 （2）　取引先が地震・津波などにより被災したことで売上が相当程度減少する主業漁業者	
支援内容	資金使途	経営の維持安定に必要な資金
	貸付限度額	1,200万円 (特認)年間経営費等の12分の12
	貸付期間（据置）	13年以内（うち6年以内）
	利率	実質無利子（最長13年） ただし、本人の罹災証明書及び原子力災害の影響状況証明書が確認できる漁業者で、岩手県、宮城県、福島県、茨城県において事業活動を行う方
	保証・担保	担保：原則として、融資対象物件のみ 保証：原則として個人の場合は不要、法人の場合で必要な場合は代表者のみ
問合せ先	日本政策金融公庫盛岡支店　019-653-9055	

▽漁業の担い手を確保したい　①　【水産業】

○経営体育成総合支援事業

円滑な漁業就業を支援するため、いわて水産アカデミー研修生及び新規漁業者の受入漁業者等に対し、資金等を交付します。

対象者	（1）いわて水産アカデミー研修生 （2）漁業協同組合、漁業者等	
支援内容	交付対象経費	（1）いわて水産アカデミーで学ぶ研修生に対し、就業準備資金を交付（最長1年間） （2）新規漁業就業者漁業現場での長期研修（雇用型：最長1年間、独立型：最長3年間）に関する経費を支援
	交付限度額	（1）就業準備資金：最大150万円/年 （2）研修生受入れ指導者に対する指導謝金：最大28.2万円/月など
	備考	事業実施主体：(一社)全国漁業就業者確保育成センター
問合せ先	【受付・問合せ】 (公財)岩手県漁業担い手育成基金　019-626-3063 【問合せ】 岩手県農林水産部水産振興課　019-629-5806 【問合せ】 水産庁企画課　03-6744-2340	

▽漁業の担い手を確保したい　②　　　　　　　　　　　【水産業】

〇地域基幹産業人材確保支援事業費補助

　水産加工事業者が人材を確保するために新築や購入等により宿舎を整備する経費や女性従業員が働きやすい職場環境の整備に要する経費を補助します。

<table>
<tr><td>対象者</td><td colspan="2">沿岸12市町村に拠点を有する水産加工事業者</td></tr>
<tr><td rowspan="10">支援内容</td><td colspan="2">(1)宿舎整備事業</td></tr>
<tr><td>補助対象経費</td><td>人材確保に必要な宿舎の確保に要する経費</td></tr>
<tr><td>補助率</td><td>2分の１以内</td></tr>
<tr><td>補助限度額</td><td>新築:2,000万円(ただし新規雇用者一人当たり200万円)
中古:1,000万円(ただし新規雇用者一人当たり100万円)</td></tr>
<tr><td>対象期間</td><td>令和5年3月31日(木)まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">(2)職場環境改善事業</td></tr>
<tr><td>補助対象経費</td><td>女性従業員が働きやすい職場環境の整備に要する経費</td></tr>
<tr><td>補助率</td><td>2分の１以内</td></tr>
<tr><td>補助限度額</td><td>200万円</td></tr>
<tr><td>対象期間</td><td>令和5年3月31日(木)まで</td></tr>
<tr><td>問合せ先</td><td colspan="2">【受付・問合せ】 各市町村(水産担当、商工担当)
【問合せ】 岩手県復興防災部復興くらし再建課　019-629-6931</td></tr>
</table>

▽施設設備を復旧・修繕したい　【農業】

○農業近代化資金【特例】

農業者の方々が、資本装備の高度化を図るための施設の取得等を行う場合に必要な中長期の設備資金等を融通する制度です。被災された方については、貸付期間の長期化を講じています。

対象者	原子力発電所の事故の影響を受けている農業者	
支援内容	資金使途	畜舎、農機具、果樹の植栽、家畜の購入又は育成、農地の改良・造成等に必要な資金
	貸付限度額	農業を営む個人：1,800万円（知事特認2億円） 法人・任意団体：2億円
	貸付期間（据置）	18年以内（10年以内）
	利率	0.50%（令和4年3月18日現在）
	保証・担保	農業信用基金協会による保証あり
問合せ先	【受付・問合せ】 農協・県信連・銀行等 【問合せ】 岩手県農林水産部団体指導課　019-629-5699	

○農林漁業施設資金（災害復旧施設）【特例】

農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な施設及び機械等の復旧に対し貸し付けを行います。被災された方については、貸付期間の長期化を講じています。

対象者	原子力発電所の事故の影響を受けている農業者	
支援内容	資金使途	農舎、畜舎、農産物処理加工施設、保管貯蔵施設、直売施設、農機具等の復旧等
	貸付限度額	次の（1）又は（2）に掲げる額のいずれか低い額 （1） 負担額の80% （2） 1施設当たり300万円
	貸付期間（据置）	18年以内（6年以内）
	利率	0.17～0.50%（令和4年3月18日現在）
	保証・担保	相談の上、決定
問合せ先	日本政策金融公庫盛岡支店　019-653-9055	

▽経営を再建したい ①　　　　　　　　　　　【農業】

○農業経営負担軽減支援資金【特例】

経済環境の変化等によって、負債の償還が困難となっている農業者に対し、償還負担の軽減に必要な資金を融通する制度です。被災された方については、実質無利子化や貸付期間の長期化を講じています。

対象者	借入金の返済額の一部を延滞しているか、延滞する恐れがあり、一定の要件を満たしている農業者で、原子力発電所の事故の影響を受けている者	
支援内容	資金使途	営農負債の借換え ※制度資金の借換えは金利が5%を超えるもの
	貸付限度額	なし
	貸付期間（据置）	18年以内（6年以内）
	利率	0.50%（令和4年3月18日現在）
	保証・担保	農業信用基金協会による保証あり
問合せ先	【受付・問合せ】 農協・県信連・銀行等 【問合せ】 岩手県農林水産部団体指導課　019-629-5699	

▽経営を再建したい　②　【農業】

農林漁業セーフティネット資金【特例】

　災害や社会的・経済的な環境の変化の影響を受けた方の資金繰りを支援するために必要な長期資金を融資する制度です。被災された方については、実質無利子化や貸付期間の長期化を講じています。

対象者	原子力発電所の事故の影響を受けている農業者等	
支援内容	資金使途	農業経営の維持安定に必要な長期運転資金
	貸付限度額	1,200万円（特認）年間経営費の12分の12
	貸付期間（据置）	13年以内（6年以内）
	利率	実質無利子（最長13年） ただし、次のいずれかの要件を満たす方 ①本人の罹災証明書等が確認できる方で原子力発電所の事故の影響を受けている方 ②生産物に係る売上げが震災により平年の売上に比して相当程度減少した農業者であって、原子力発電所の事故の影響を受けている方
	保証・担保	担保：原則として融資対象物件のみ 保証：原則として、個人の場合は不要、法人の場合で必要な場合は代表者のみ
問合せ先	日本政策金融公庫盛岡支店　019-653-9055	

○経営体育成強化資金【特例】

　経営展開に必要な前向き投資のための資金と営農負債の償還負担を軽減するための資金を融資する制度です。被災された方については、貸付期間の長期化を講じています。

対象者	原子力発電所の事故の影響を受けている農業者等	
支援内容	資金使途	農業経営の改善を図るために必要な資金 【前向き投資】 　①農地等の取得・改良・造成、 ②施設・機械の取得、 ③家畜の購入、果樹の改植等 【償還負担の軽減（負債の整理）】 　①再建整備（制度資金以外）、 ②償還円滑化（制度資金）
	貸付限度額	①前向き投資　負担額の80% ②再建整備　　個人1,000万円、法人4,000万円 ③償還円滑化　経営改善計画期間中（5年間）の既往債務支払額 　ただし、合計額が個人1億5,000万円、法人5億円以内
	貸付期間（据置）	28年以内（6年以内）
	利率	0.50%（令和4年3月18日現在）
	保証・担保	相談の上、決定
問合せ先	日本政策金融公庫盛岡支店　019-653-9055	

▽農地の集積集約をしたい　【農業】

○農業経営基盤強化促進対策事業（機構集積協力金交付事業）

地域農業（経営再開）マスタープランに位置付けられた「地域の中心となる経営体」等への農地集積と集約化を加速化するため協力金を交付します。

対象者	農業者等	
支援内容	補助対象経費	地域農業（経営再開）マスタープランに位置付けられた「地域の中心となる経営体」等への農地集積・集約化を加速化するため、農地中間管理機構に農地を貸し付けた個人と地域に協力金を交付
	補助率	1　地域集積協力金 交付単価：1.0～3.4万円/10a 2　集約化奨励金 交付単価：1.0万円～3.0万円/10a 3　経営転換協力金 交付単価：1.0万円/10a、上限額：25万円/戸
	要件	①地域集積協力金・集積タイプ 交付対象面積の1割以上が新たに担い手に集積されること ②集約化奨励金 地域の農地面積に占める同一の耕作者の1ha以上（中山間地域及び樹園地は0.5ha以上）の団地面積の割合が10ポイント以上増加すること等 ③経営転換協力金 農地を10年以上機構に貸し付けること など
問合せ先	岩手県農林水産部農業振興課　019-629-5643	

○スーパーL資金（農業経営基盤強化資金）【特例】

農業経営改善計画の認定を受けられた方の自主性と創意工夫を活かした経営改善を総合的に応援する資金です。被災された方については、貸付期間の長期化を講じています。

対象者	原子力発電所の事故の影響を受けている認定農業者	
支援内容	資金使途	農地等の取得・改良・造成、施設・機械の取得、家畜等の購入・育成費、果樹等の新植・改植費、そのほかの経営費、負債の整理（制度資金を除く）
	貸付限度額	個人：3億円 法人：10億円 （このうち負債整理にあっては個人6,000万円、法人2億円）
	貸付期間（据置）	28年以内（13年以内）
	利率	0.17～0.50％（令和4年3月18日現在）
	保証・担保	相談の上、決定
問合せ先	日本政策金融公庫盛岡支店　019-653-9055	

▽機械・施設を導入したい 【農業】

○いわて地域農業マスタープラン実践支援事業

地域農業（経営再開）マスタープランの実現のため、園芸、畜産等の地域の中心となる経営体の規模拡大や地域資源を活用した6次産業化、地域農業をけん引するリーディング経営体の育成などに必要な機械・施設の整備等を支援します。

対象者	中心経営体である法人、中心経営体等で組織する団体、農協の生産部会、中心経営体である集落営農組織、リーディング経営体を目指す中心経営体など	
支援内容	補助対象経費	①地域農業（経営再開）マスタープランの実現に向けた取組に必要な機械・施設等の整備 ②地域資源を活用した6次産業化の取組に必要な機械・施設等の整備 ③リーディング経営体の目標達成の取組に必要な機械・施設等の整備
	補助率	2分の１　又は　10分の３ （補助対象上限事業費あり）
	要件	①経営再開（地域農業）マスタープランが作成されている地域で行う事業であること ②成果目標を定めた実施計画書の作成 ③作物別に定める受益面積又は頭数を満足すること ④経営理念、経営方針、経営戦略及び収支計画等を明文化した中長期の経営計画を作成した者であること（リーディング経営体育成型） など
問合せ先	岩手県農林水産部農業振興課 019-629-5647	

○スーパーL資金（農業経営基盤強化資金）【特例】

農業経営改善計画の認定を受けられた方の自主性と創意工夫を活かした経営改善を総合的に応援する資金です。被災された方については、貸付期間の長期化を講じています。

対象者	原子力発電所の事故の影響を受けている認定農業者	
支援内容	資金使途	農地等の取得・改良・造成、施設・機械の取得、家畜等の購入・育成費、果樹等の新植・改植費、そのほかの経営費、負債の整理（制度資金を除く）
	貸付限度額	個人：3億円 法人：10億円 （このうち負債整理にあっては個人6,000万円、法人2億円）
	貸付期間（据置）	28年以内（13年以内）
	利率	0.17～0.50%（令和4年3月18日現在）
	保証・担保	相談の上、決定
問合せ先	日本政策金融公庫盛岡支店 019-653-9055	

▽鳥獣被害を防止したい　【農業】

○鳥獣被害防止総合対策事業費

野生鳥獣による農林水産業等の被害を軽減するため、市町村が作成する被害防止計画に基づく被害防止対策の取組を支援します。

対象者	協議会等（地方公共団体、農業協同組合、狩猟者団体等関係機関、集落の代表者等で構成される組織または団体）	
支援内容	補助対象経費	捕獲用機材、鳥獣被害防止施設、有害捕獲活動経費等
	補助率	定額、2分の1以内 ※侵入防止柵自力施工の場合は資材相当分を定額補助
	要件	整備事業については受益戸数が3戸以上であり、施設の耐用年数が一定年数を超え、当該施設の整備による効用によりすべての費用を償うことが見込まれること
問合せ先	岩手県農林水産部農業振興課　019-629-5641	

▽担い手・経営体を育成したい　６次産業化に取り組みたい　【農業】

○いわて地域農業マスタープラン実践支援事業

地域農業（経営再開）マスタープランの実現のため、園芸、畜産等の地域の中心となる経営体の規模拡大や地域資源を活用した6次産業化、地域農業をけん引するリーディング経営体の育成などに必要な機械・施設の整備等を支援します。

対象者	中心経営体である法人、中心経営体等で組織する団体、農協の生産部会、中心経営体である集落営農組織、リーディング経営体を目指す中心経営体など	
支援内容	補助対象経費	①地域農業（経営再開）マスタープランの実現に向けた取組に必要な機械・施設等の整備 ②地域資源を活用した6次産業化の取組に必要な機械・施設等の整備 ③リーディング経営体の目標達成の取組に必要な機械・施設等の整備
	補助率	2分の1　又は　10分の3（補助対象上限事業費あり）
	要件	①経営再開（地域農業）マスタープランが作成されている地域で行う事業であること ②成果目標を定めた実施計画書の作成 ③作物別に定める受益面積又は頭数を満足すること ④経営理念、経営方針、経営戦略及び収支計画等を明文化した中長期の経営計画を作成した者であること（リーディング経営体育成型） など
問合せ先	岩手県農林水産部農業振興課　019-629-5647	

○食のプロフェッショナルチームアドバイザーの派遣

農林水産物を活用した商品開発や流通・販売に精通する専門家等を派遣します。

対象者	農林漁業者等	
支援内容	派遣するアドバイザー	・農林水産物を使った商品開発や流通・販売の実践者・専門家 ・食品関連産業に従事した経験がある食品の製造・販売・事業経営等の有識者 ・6次産業化等の推進に向け専門的立場で指導・助言・コーディネートできる有識者
	活動範囲	・地域ならではの特産品開発の推進に係る支援 ・多様な販売先の確保とブランド化の推進に係る支援 ・産直施設の誘客力・販売力の強化に係る支援 ・生産者などによる加工品の開発や販売活動の活性化に係る支援
	備考	・アドバイザーの旅費及び謝金は予算の範囲内で県が負担 （詳細はお問合せ願います）
問合せ先	岩手県農林水産部流通課　019-629-5733	

▽施設設備を復旧・修繕したい　【林業】

〇農林漁業施設資金（災害復旧施設）【特例】

農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の改良、造成、復旧又は取得に対し貸し付けを行います。

対象者	主要な事業用資産につき地震・津波などにより損害を受けた林業者、森林組合、森林組合連合会等 （育林業、素材生産業、樹苗養成事業又は特用林産物生産業等に限る。）	
支援内容	資金使途	素材・樹苗・特用林産物の生産施設、林産物処理加工・流通・販売施設及び機械等の復旧
	貸付限度額	次の（1）又は（2）に掲げる額のいずれか低い額 （1）　負担額の80% （2）　1施設当たり600万円
	貸付期間（据置）	15年以内（3年以内）
	利率	0.17～0.50%（令和4年3月18日現在）
	保証・担保	相談の上、決定
問合せ先	日本政策金融公庫盛岡支店　019-653-9055	

▽林業基盤を復旧したい　【林業】

林業基盤整備資金

人工植栽、天然林改良、育林といった造林事業、それに附帯した作業道、造林用機械の設置等に必要な資金の貸付けを行います。資本回収に長期間を要するという林業生産の特性から、公庫資金の中で返済期限は最も長期に設定されています。

対象者	林業を営む者、森林組合、森林組合連合会等	
支援内容	資金使途	人工植栽、天然林改良、森林の保育、保護、保全等の育林、造林用附帯施設の設置又は改良
	貸付限度額	負担額の80%
	貸付期間（据置）	最長55年以内（最長35年以内）
	利率	0.17～0.65%（令和4年3月18日現在）
	保証・担保	相談の上、決定
問合せ先	日本政策金融公庫盛岡支店　019-653-9055	

▽経営を再建したい　【林業】

○農林漁業セーフティネット資金【特例】

農林漁業経営の維持安定が困難な農林漁業者の方々に対し、一時的影響に緊急的に対応するために必要な長期資金を日本政策金融公庫が融資します。

対象者	（1）主要な事業用資産が地震・津波により損害を受けた主業林業者 （2）取引先が地震・津波などにより被災したことで売上が相当程度減少する主業林業者	
支援内容	資金使途	経営の維持安定に必要な資金
	貸付限度額	600万円 （特認）年間経営費の12分の6
	貸付期間（据置）	10年以内（3年以内）
	利率	0.17～0.45%（令和4年3月18日現在）
	保証・担保	相談の上、決定
問合せ先	日本政策金融公庫盛岡支店　019-653-9055	

▽事業拡大・展開をしたい　【林業】

○林業・木材産業改善資金【特例】

林業従事者、木材産業従事者等が経営改善等のために行う新たな事業部門の開始、生産・販売方式の導入等の先駆的取組等に必要な資金を融通する制度です。

対象者	林業従事者たる個人、木材産業に属する事業を営む者及びそれらの者の組織する団体	
支援内容	資金使途	新たな林業・木材産業部門の経営の開始、新たな生産・販売方式の導入等に必要な施設の改良、造成又は取得に必要な資金
	貸付限度額	個人1,500万円、会社3,000万円 団体5,000万円、木材産業は1億円
	貸付期間（据置）	10年以内（3年以内）
	利率	無利子
問合せ先	岩手県農林水産部団体指導課　019-629-5698	

▽税金の優遇を受けたい

○産業再生特区制度

沿岸12市町村において、それぞれの地域の特性を生かした産業の集積を図ることにより、被災地域における雇用機会の確保・創出を図ります。
集積産業(業種)の事業者が、復興に寄与する事業(新規投資や被災者雇用等)を行う場合には、復興特別区域法に基づく県の指定等を受けることにより、税制の優遇措置等を受けることができます。

<table>
<tr><td>対象者</td><td colspan="2">一定の区域で指定の業種を営む事業者。

※一定の区域　沿岸地区:幹線道路周辺など、市町村ごとに設定
※指定の業種　セメント、鉄鋼、電子機械製造、輸送用機械器具、医薬品、情報サービス、木材、環境負荷低減エネルギー、観光、食品、水産、農業等に関連する業種</td></tr>
<tr><td rowspan="2">支援内容</td><td>主な優遇措置</td><td>【設備投資減税(37条)】
「建物」、「建物附属設備」、「機械・装置」又は「構築物」を取得し、事業の用に供した場合、一定の割合で特別償却又は税額控除(法人税等の20%相当額が限度)

【雇用減税(38条)】
雇用者等に対して給与等を支給する場合、指定日以後5年間、給与等支給額の10%(平成31年4月以降に指定を受けた場合7%)を法人税等の20%を限度に控除

【開発研究用資産減税(39条)】
開発研究用資産を取得して開発研究の用に供した場合、特別償却に加え、その償却費について研究開発税制を適用し税額等控除

【新規立地促進税制(40条)】
平成24年3月30日以後に新設された一定の要件を満たす法人に限り、指定日以後5年間、課税を繰延べ(※沿岸市町村に新規立地する法人に限る)

【地方税の減税】
設備投資減税又は開発研究用資産減税の指定を受けた場合に、指定資産に係る固定資産税、不動産取得税等を減免</td></tr>
<tr><td>受付期間</td><td>令和6年3月31日まで</td></tr>
<tr><td>問合せ先</td><td colspan="2">【受付・問合せ】 各市町村
【問合せ】 岩手県復興防災部復興くらし再建課　019-629-6931</td></tr>
</table>

【各市町村窓口　一覧】

洋野町	特定政策推進室	0194-65-2102	宮古市	産業支援センター	0193-68-9092
久慈市	政策推進課	0194-52-2115	山田町	水産商工課	0193-82-3111
野田村	未来づくり推進課	0194-78-2963	大槌町	産業振興課	0193-42-8725
普代村	政策推進室	0194-35-2114	釜石市	商工観光課	0193-27-8421
田野畑村	政策推進課	0194-34-2111	大船渡市	商工課	0192-27-3111
岩泉町	復興課	0194-22-2111	陸前高田市	商政課	0192-54-2111